委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事	● 市区町村長等	
2. 都道府県名	大阪府		執行機関名 泉佐野市長
3. 市区町村名	泉佐野市		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1		子どもの医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/menu/mainanba/1491908461073.html		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉佐野市条例第11号)によるこどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		尿佐野巾行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 泉佐野市条例25号)別表第1 第3の項 泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉佐野市条例第11号)に よるこどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法 (昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉佐野市条例第11号)第 1条
⑥事務の趣旨又は目的		第一条 この条例は、こどもに係る医療費の一部を助成することにより、 <u>こども</u> の健全な育成に寄与し、もって <u>児童福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例、泉佐野市こどもの医療費の助成に 関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

備考

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例第3条		
②事務の内容	児童手当法第七条第一項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額 についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	こどもの医療証の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第7条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給 資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該対象児童の保護者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 口	泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例第3条		
②情報提供者	市長村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する 支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給資 格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該対象児童に係る住民票に記載された住民票関係情報		